

令和6年度に実施する自治基本条例の検証等（方法及びスケジュール）について

1 検証にあたって

茅ヶ崎市自治基本条例（以下「条例」という。）第30条第1項では、「市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市の自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない」としています。

このことから、これまでに行われた検証等の経緯を踏まえ、令和6年度に条例の検証を行うものです。

2 これまでの検証及び講じた措置

条例制定からこれまでの間、3回（平成24年度、平成28年度、令和2年度）に渡り検証を実施してきました。

平成24年度と平成28年度に実施した検証では、検証の結果講ずる措置として「アクション・プラン」を作成し、自治を推進する上で必要となる制度等の整備や改善に取り組みました。

一方、令和2年度の検証では、制度等の整備や改善について一定の目途が立ったことから、検証の結果講ずる措置として「推進方針」を作成し、条例の定着と安定的な運用を図ることとしています。

3 令和6年度の検証について

条例第30条に基づき、内部検証、学識経験者の意見聴取、市民の意見聴取、議会への報告を行い、必要があると認めるときは、条例の改正その他の適切な措置を講ずることとします。

(1)対象年度

令和6年度の検証では、令和2年度から令和5年度までの計4か年度の取組を対象とします。

(2)方法

ア 内部検証（第1項関係）

条例第30条第1項において、市は、条例の検証を行うこととしており、条例の規定の多くが市政運営における市の行動規範を定めたものであることから、まずセルフチェックを実施します。

(ア) 条例の施行状況について

・令和2年度

「アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）」のうち、令和2年度を取組期間に含めた7つの取組結果

・令和3年度から令和5年度まで

「推進方針」の条例に規定された事項を推進するための55の取組の毎年度の取組結果について、取組が適正に実施できたかを検証します。

(イ) 条例の規定について

社会情勢の変化や市民意見等を踏まえ、条例の改廃等の必要があるかを検証します。

(ウ) 次期講ずる措置について

条例の施行状況及び条例の規定の内部検証の結果に基づき、令和7年度から令和10年度までに講ずべき措置があるかについて、検討します。

イ 学識経験者の意見聴取（第2項関係）

条例第30条第2項において、市は、条例の検証に専門的かつ客観的な視点を取り入れるため、「検証をするときは、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」としていることから、

内部検証資料及び市民意見を基に、地方自治、行政法等を専門とする学識経験者から意見を聴取します。

ウ 市民の意見聴取(第3項関係)

条例第30条第3項において、市は、「検証の内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置について、これを公表し、市民の意見を聴かなければならない。」としているため、パブリックコメント手続を実施します。

また、意見募集、意見交換会及びアンケートを実施し、複数回、市民参加の機会を設けます。

市民参加①取組結果への意見募集(令和5年度中)

内部検証の実施前に、令和2年度から令和4年度までの条例を推進するための取組に対する市民意見聴取を実施します。

市民参加②意見交換会(令和6年度 4～5月頃)

内部検証の実施後に、内部検証資料に対する市民意見聴取を実施します。

市民参加③無作為抽出アンケート及びWEBアンケート(令和6年度 4～5月頃)

自治基本条例に関する考え方や関心のある項目、市政に関する情報の満足度や職員の印象等について、市民意見聴取を実施します。

市民参加④パブリックコメント手続(令和6年度 12月～1月頃)

「令和7年度以降条例を推進するために必要な講ずべき措置」の素案に対する市民意見聴取を実施します。

エ 議会への情報の提供及び報告(第4項関係)

条例第30条第4項において、市長は、「検証した内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置及び第3項の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならない。」としていることから、適時、議会へ情報提供及び報告を行います。

議会への情報提供①(令和5年度 10月頃)

検証の考え方及びスケジュールについて情報提供します。

議会への情報提供②(令和6年度 4月頃)

市民意見交換会の開催について情報提供します。

議会への報告①(令和6年度 11月頃)

検証の結果検討した「次期講ずる措置(素案)」を全員協議会に協議事項として議題提出します。

議会への報告②(令和6年度 2月頃)

検証の報告、パブリックコメントの結果及び確定した「次期講ずる措置」について報告します。

4 茅ヶ崎市市民参加条例検証との連携

次の項目について、条例第16条第5項の規定に基づき制定した「茅ヶ崎市市民参加条例」の令和6年度検証と連携して実施します。

- (1) 学識経験者の意見聴取
- (2) 市民の意見聴取
 - ア 無作為抽出及びWEBアンケート
 - イ パブリックコメント手続
- (3) 議会への情報提供①(検証の考え方及びスケジュールについて)